

長崎市告示第 5 5 2 号

令和 8 年 8 月 2 4 日

長崎市長 鈴木 史 朗

長崎市税条例（昭和 2 5 年長崎市条例第 5 7 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）又は同条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次の表に掲げる指定地域に住所若しくは居所を有する個人又は本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人に係るもので、その期限が令和 8 年 7 月 2 8 日以降に到来するものについては、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。

都道府県名	指定地域
熊本県	八代市 宇土市 宇城市 八代郡氷川町